

看護職員等特別調整手当及び夜間看護等手当の改正について（案）

1. 趣 旨

令和 6 年度診療報酬改定の基本方針により、以下の政府目標が示された。

①看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げ

②40 歳未満の勤務医師・勤務歯科医師、事務職員の賃上げ

これを踏まえ、本学病院の各職種の賃上げのため、手当の改正を行うもの。

2. 改正内容

（１）看護職員等特別調整手当の改正

現在		改正後	
看護職員等特別調整手当		病院勤務職員等特別調整手当	
支給対象職	支給月額	支給対象職	支給月額
看護職員	7, 800 円	看護職員	17, 000 円 (7, 800 円+9, 200 円)
医療技術職員等 (薬剤師を除く)		医療技術職員等 (薬剤師を除く)	
		上記以外の病院勤務者 (教員は年度末年齢 40 歳までの者に限る)	9, 200 円

※教員の年齢要件は、基本方針の「40 歳未満の医師・歯科医師」を踏まえたもの。

※給与が日給又は時給の非正規職員には、日給等に上記相当額を加算する。

※診療報酬改定等に応じ、その都度改正（廃止を含む）を検討することがある。

（２）夜間看護等手当

勤務の区分 (深夜の勤務時間)	1 回あたりの 手当額 (現在)	1 回あたりの 手当額 (改正後)
深夜の全部を含む勤務	7,300 円	8,600 円(+1,300 円)
4 時間以上の勤務	3,550 円	4,200 円(+ 650 円)
2 時間以上 4 時間未満の勤務	3,100 円	3,500 円(+ 400 円)
2 時間未満の勤務	2,150 円	2,400 円(+ 250 円)

※改正後の手当額は、国立病院機構の手当額を参考としたもの。

令和6年度及び令和7年度における賃上げのイメージ

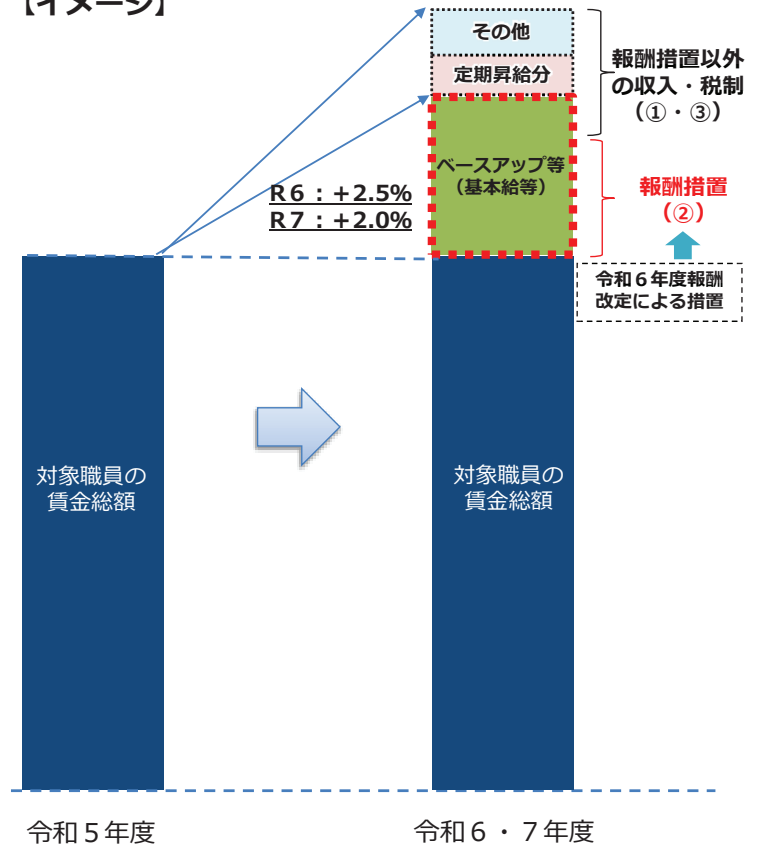
【基本的な方針】

■ 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応

- ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
- ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
- ③ 賃上げ促進税制の活用

- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

【イメージ】



令和6年度診療報酬改定 I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①

賃上げに係る評価の全体像

ベースアップ評価料

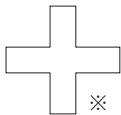
看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価

① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護のステーションの利用者に係る評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)

・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ（区分は設けない）

（新）外来・在宅ベースアップ評価料（I）初診時 6点 再診時 2点 等



※ 入院に携わる職員のための評価

病院、有床診療所



※ ①による対象職員の賃上げが、一定の水準（給与総額の1.2%増）に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ

①' 賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、訪問看護ベースアップ評価料(II)

・ 一定の水準（対象職員の給与総額の1.2%）に達するため、評価の区分（8区分）を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ

（新）外来・在宅ベースアップ評価料(II) 等

② 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料

・ 必要な評価の区分（165区分）を計算し、届出を行った施設について、入院料等に評価を上乗せ

（新）入院ベースアップ評価料（1日につき）

1 入院ベースアップ評価料 1 1点

2 入院ベースアップ評価料 2 2点

↓

165 入院ベースアップ評価料 165 165点

- 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告
- ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ（ベースアップ等）に用いる必要（令和6年度から令和7年度への繰り越しは可）

初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置

・ 賃上げの計画及び毎年の実績（各年）についてベースアップ評価料①～②に伴う報告や抽出調査等により把握